

阿久比町教育委員会と知教労との話し合いのまとめ 令和5年10月10日(火) 16:00~17:00

参加者 阿久比町:竹内教育長、中川学校教育部長、万年指導主事、小浦指導主事

知教労:岩澤、市野、岩澤

〔委〕=阿久比町教育委員会 〔組〕=知教労

1 改正「給特法」に基づく、勤務時間の上限指針

(1) 勤務時間上限の遵守

【組】 R4年度から5年度にかけて阿久比町ではどのような状況か。

〔委〕 令和3年3月に教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を町で定めた。それに基づいて超過労働時間月45h、年360hを守るようにしている。

【組】 法令・規則の定めではそうだが、現実には愛知県下どこも基準通りにできた市町はない。阿久比町教委としてどのように基準を達成していくのか。また、各校で上限指針を遵守できたか否かの状況は把握できているのか。

〔委〕 毎月把握している。とくに月80h・100h超の職員の有無については厳しくチェックしている。6月の校長会でも法令遵守について話をしている。基準をオーバーした2校については校長を直接指導した。

(2) 休憩が取れなかった場合の、勤務時間の正確な把握

【組】 チェックの前提として、記録が正確か否かが問われる。阿久比町では英比小以外、すべて休憩が取れたこととして記録されている。現状ではあり得ない。

〔委〕 教員本人が、休憩を取れたと言う以上取れたと見なすほかない。

【組】 事実上取れない休憩を全て取れたと記録すると月あたり約15時間少なく記録される。県教委も「実態を正しく記録せよ」と通知している。そのことを校長らは認識していないのではないか。

〔委〕 英比小は認識しているということだが、他のところは定かではない。

【組】 校長会議等で文書で示して、認識を統一してはどうか。校長に正確な記録をさせるため、町教委には指

導・監督責任がある。

〔委〕 阿久比町単独では難しい。

【組】 県教委は2018年2月5日に正確な記録をとるよう通知を出している。それ以後に任用された校長・教頭もおり、再度何らかの文書を示さなければ周知しているとは言えない。休憩を取らせない違法と、その状況を公文書として正確に記録しない違法の二重の違法状態だ。

〔委〕 休憩が取れなかったときは空き時間等の取れるときに取ってもらえばよい。

【組】 休憩は正規に割り振った時間に取得させるべきものの。個々の判断で自由に動かしてよいという管理はない。職場を離れられない状況は「休息的時間」とみるべきだ。

〔委〕 連続して働かせることはできない。銀行に行くなど外に出ることも認めているはず。取れるときに取ってもらえばよい。

【組】 休憩を保障することももちろん必要だが、現時点でそれができていない以上、まずはその事実を正確に記録するという意識を校長がもつべきだ。校長を指導してもらいたい。

〔委〕 検討する。

2 業務量の縮減・管理

【組】 文科省通知や県のガイドラインで示されたように、時間外労働時間の「上限指針」を達成するための業務縮減方針は策定したか。

〔委〕 年度当初の校長会で業務縮減を進めるよう話をしている。文書としてはない。

【組】 行政の取り組みは文書で行うべき。現状では情報公開を求めても縮減の方針は不明ということになる。

〔委〕 中学校の例だが自動採点システムを導入して、成績処理に関する業務を縮減する方向である。

【組】 そうした工夫はよいことだが、文科省2019年3月18日通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」は、負担軽減や短縮をして時間を生み出すことを求めているのではない。教員が担わなくともよい業務14類型をあげて、業務そのものを減らすことが求められている。

〔委〕 本町でも部活動の地域移行に700万円の予算を確保して10月から取り組みを始めた。関わる人の確保は容易ではないが、進めていかなければならない。

【組】 文科省通知は登下校時の対応なども教員が担わなくともよい業務としているが、現状では教員が対応せざるを得ない。

〔委〕 最終下校時刻17:30に合わせて学校の電話対応時刻も17:30までにしている。また、小学校の就学時健診のうち知能検査の一部は町職員が対応に当たった。

【組】 そうした個々の取り組みを包括的にどのように進めていくのかを明らかにするためにも町の「業務縮減方針」が必要だ。

【組】 業務縮減以前に、今の学校には本来の業務ではない各種外部団体の仕事が存在する。何よりも真っ先にこれをやめるべきだ。

〔委〕 物事には不易と流行がある。数学のリープはやめることになった。他のものは必要があるから続いているのではないか。

【組】 必要か否かを決めるのはだれか。教諭[教員集団]ではないのか。

〔委〕 原則として教諭だが、校長の承認を経て決定される。

【組】 教諭は「教育をつかさどる」職として、教員免許を所持し、自己の責任で直接児童・生徒の教育に当たる。校長は指導・監督する職であり、憲法や法令に照らして逸脱がない限り教諭の決定を覆す権限はない。

〔委〕 多忙状態を解消するためにも、適切な副教材は必

要ではないか。

【組】 そうした教材を作っている(作らされている)のも教員であり、何よりも真っ先にやめる(やめさせる)べき業務だ。

【組】 これらの教材に町費から補助が出ているが、現場の希望に基づいているのか。

〔委〕 校長会の「予算要望書」、教頭会・事務部会などの意見に基づいている。

【組】 現場の大多数の教員はその「予算要望書」を見ない。たとえ意見を聞いていたとしても、最終的に予算要望に反映されたか否かは確認していない。聞いた意見の賛否の比率も明らかにされていない。すなわち校長会の「予算要望書」は現場の意見とは言えない。町教委はこの文書を現場の意見と見なすべきではない。

〔委〕 校長会でそうした意見があったことを伝える。

3 部活動の地域移行、教員の兼職兼業

【組】 少しずつ移行が進んでいるが、今後兼職兼業を望まない教員に土日の指導を依頼することがあってはならないと考えるが、いかがか。

〔委〕 阿久比町では、地域の人のみでやってもらうように進めている。現実には、これまで外部指導員よりも大きな責任が伴うので、地域の指導者はなかなか確保できない。

【組】 教員の中には兼職兼業を希望する人もいるかもしれないが、教員の本務と兼職とを合わせた労働時間の管理、合算の責任者、超過した場合の運用ルール等がない。誰もが未経験の事業であり、開始後問題が発生する可能性が高い。想定される詳細な事例について検討し、運用ルールを定める必要がある。

〔委〕 月の超過時間の縛りの中でやっていかなければならない。教員の中には部活をやりたい人もいるが、法令を逸脱してまで「やってはいけない」と話をしていく。

以上